

奈良県いじめ防止基本方針の改定について

1. 奈良県いじめ防止基本方針の位置付け

「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、奈良県の実情に応じたいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

2. 改定時期・対象期間

- 改定時期：令和7年3月
 - 対象期間：令和7年度～令和9年度（3年間）
- ※国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うこととしている。

3. 基本方針改定の概要

前回改定以降のいじめ防止に関わる国の動向など、以下の4点を反映

- ① 生徒指導提要【令和4年12月 文部科学省 改定】
- ② いじめ重大事態の調査に関するガイドライン
【令和6年8月 文部科学省 改定】
- ③ 令和6年8月に県が公表したいじめ重大事態の再調査報告書における再発防止に向けた提言
【令和6年4月 奈良県いじめ問題再調査委員会 作成】
- ④ 令和4年度～5年度にかけて「奈良県いじめ対策連絡協議会」において、専門家等から聴取した、いじめ防止対策に関する意見

4. 基本方針の主な改定内容

＜はじめに＞

- ・生徒指導提要が改定され、いじめ事案発生前から、全ての児童生徒を対象とするいじめ未然防止に重点をおいた指導への転換が求められる旨を追記

＜学校が実施する取組＞

- ・いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討すること、いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接触することを恐れる場合は物理的及びSNS等を介した接点を絶つような配慮や対策を講じること、それでも改善できない場合は、法に基づき、いじめを行った児童生徒の別室登校や出席停止などのいじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じることを追記

＜重大事態への対処＞

- ・不登校による重大事態は、欠席期間が30日に到達する前からでも、その要因がいじめと考えられるような場合は、重大事態として対応する旨を追記

5. 周知の実施状況

- 各学校、市町村教育委員会等の関係機関に対して、奈良県いじめ防止基本方針を周知（校長会、役員会等の機会を活用し説明会を実施。今回新たに各校生徒指導主事等にも説明。）※詳細は別紙参照

6. 今後の取組（案）

- いじめの重大事態化を防ぐため、学校において以下の取組を促し、組織的対応の充実を図る。
 - ① 年度当初等にいじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図る。保護者に対して、学校いじめ防止基本方針といじめ事象への対応について説明し、理解を得る。
 - ② 学校いじめ対策組織に、従来から参画している専門家に加えて、より幅広い分野の専門家の意見を取り入れることにより、組織の機能強化を図る。